

国立国会図書館契約等監視委員会規則

(平成二十八年十月五日国立国会図書館規則第七号)

(目的及び設置)

第一条 入札及び契約に係る手続並びに契約の内容の透明性を確保するとともに、予算の適正かつ効率的な執行及び会計経理の適正な運用に寄与するため、国立国会図書館(以下「館」という。)に国立国会図書館契約等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 館が締結した契約(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第九十九条第一号から第四号まで及び第七号に該当するもの並びに収入の原因となるものを除く。)に関し、入札及び契約に係る手続の運用状況並びに指名停止の運用状況等について報告を受けること。

二 前号に規定する契約から委員会が事前に抽出したものに關し、一般競争参加者の資格の設定の理由及び経緯等、指名競争参加者の指名の理由及び経緯等並びに随意契約によることとした理由及び経緯等についての審議を行い、国立国会図書館長(以下「館長」という。)に対し、意見の具申又は勧告を行うこと。

三 前二号に定めるもののほか、館が締結した契約その他の予算の執行及び館の会計経理のうち必要に応じて館長が指定するものについての審議を行い、その結果を館長に報告し、又は意見の具申若しくは勧告を行うこと。

2 委員会は、前項第二号又は第三号の規定に基づき意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表する。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、公正中立の立場で客観的に第二条第一項に規定する審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者(館の職員(非常勤職員を除く。)であつたものを除く。)のうちから、館長が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、一年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 第二条第一項第一号及び第二号に規定する事務に係る会議は、原則として年二回以上開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議の議事の概要は、公表する。

(抽出の委任)

第七条 委員会は、第二条第一項第二号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(次項において「抽出委員」という。)に委任する。

2 抽出委員は、会議において、自らの行った抽出結果について報告しなければならない。

(委員の除斥)

第八条 委員は、第二条第一項第二号及び第三号に規定する事務に關しては、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある議事に加わることができない。

(館長に対する協力要求)

第九条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、館長に

対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の庶務)

第十条 委員会の庶務は、総務部会計課において処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

(委員の委嘱期間の特例)

2 最初に委嘱する委員の委嘱期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までとする。